

令和6（2024）年10月31日開催

令和6（2024）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第17回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第17回総会 議事録

- 1 日 時 令和6（2024）年10月31日（木）
- 2 場 所 柏崎市産業文化会館2階 第2会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区）
議第6号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第7号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第8号 令和6年（2024年）度農業者年金加入推進活動について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後2時

山崎事務局長

ただ今から第17回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。現在の出席委員数は19人で過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は26人であります。

石塚議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

それでは、10番 駒野 博実委員、12番 前澤 敏彦委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、申請番号7及び8が農業委員の〇〇 〇〇委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

では、申請番号1から6までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から6について、御説明いたします。

申請番号1 西山町西山地内、畑、42 m²。自作地の贈与。新規就農。無償です。

本件につきまして、譲受人の住所が県外となっていますが、12月までに西山町坂田に引越す予定とのことです。

申請番号2 上輪新田地内、田、2筆、計3,466 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇〇円です。

申請番号3 加納地内、畑、89 m²。自作地の売買。新規就農。〇〇〇〇円です。

申請番号4 善根地内、3筆、畑、計359 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号5 高柳町石黒地内、畑、105 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇〇円です。

申請番号6 高柳町石黒地内、6筆、田及び畑、計1,983 m²。自作地の売買。新規就農。〇〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から6について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事、星職員が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 から 6 までの案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 1 から 6 までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 1 号 申請番号 7 及び 8」の案件について、事務局の説明を求めます。

当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

石塚議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

申請番号 7 及び 8 について、御説明いたします。

申請番号 7 細越地内、3 筆、田、計 2,958 m²。自作地の贈与。経営の見直し。無償です。

申請番号 8 細越地内、12 筆、田、計 14,462 m²。自作地の売買。経営の見直し。〇〇〇円から〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 7 及び 8 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 7 及び 8 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

石塚議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 7 及び 8 の案件は許可処分と決定いたしました。

石塚議長

続いて、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉田主事

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、田、29 m²。販売用住宅敷地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきまして、申請地及び隣接する申請者所有の住宅敷地に対して、東側が 1m 以上低くなっていることから、昭和 42 年頃に当時の町内会組織である鳥越川原集落が住宅敷地の崩落防止を目的に申請者の先代の費用負担を受けて土留めのための石垣を設置したことから、今回、従前の違反転用状態に係る説明書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

吉田主事

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 高柳町門出地内、田、309 m²。車庫。第 2 種でございます。

申請地につきまして、譲渡人の前所有者である建設業者の〇〇〇〇が昭和 34 年頃に車庫を建築しましたが、同法人が倒産したことに伴い、平成 2 年に譲渡人の亡き夫が裁判所の競売により当該車庫及び敷地を取得しました。その後、譲受人が当該車庫を取得し、現在、申請地を自家用車の車庫敷地として利用していることから、今回、譲受人から従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 石曽根地内、田、39 m²。駐車場。第 2 種でございます。

本件につきまして、譲受人は大字石曽根地内の西之入集落において寺院を経営しておりますが、寺院に隣接する既存の駐車場の収容台数が不足していることから、譲渡人から申請地及び宅地の寄附を受けて、新たな駐車場として使用する予定となっております。

申請番号 3 日吉町地内、3 筆、田及び畑、計 1,314 m²。駐車場の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請地の一部において、譲受人が平成 8 年頃から同法人のホテルの駐車場の一部として利用していること及び、譲渡人の亡き先代が昭和 30 年頃に物置を建築したことから、今回、譲受人及び譲渡人から、従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けた上で追認許可を求めるものです。

本件につきまして、譲受人が経営するホテル及び居酒屋の駐車場の収容台数が不足していることから、駐車場を拡張するために隣接する申請地を利用するものです。なお、申請地の駐車場利用に当たり、物置は取り壊す予定となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」、事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）（県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（16 筆）12,226 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 6（2024）年 11 月 18 日。

農用地利用集積計画の明細は、6 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定につ

いて（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区）」、農業委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

石塚議長

それでは、事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 7 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区）御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）（県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（1 筆）997 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 6（2024）年 11 月 18 日。

農用地利用集積計画の明細は、8 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。退席を求めました○○委員の入室を求めます。

－ ○○委員入室 －

石塚議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第 5 号の案件は事務局の提案のとおり決定いたしました。

石塚議長

続いて、「議第 6 号及び議第 7 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

和田主任

議第 6 号及び議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括して説明いたします。

議案書の 9 ページを御覧ください。議第 6 号でございます。賃借及び使用貸借分の新規設定でございます。61 人の所有者から新潟県農林公社を転貸し、14 人の耕作者の方に権利設定が新たにされるものでございます。権利の開始日は令和 6 (2024) 年 11 月 20 日、5 年、10 年の設定期間です。田が 423 筆、252,443.34 m²、畑が 22 筆、4,298 m²、その他が 4 筆、282 m²でございます。

続きまして、25 ページを御覧ください。議第 7 号でございます。賃借分の再設定でございます。1 人の所有者から、新潟県農林公社を転貸し、1 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。権利の開始日は令和 6 (2024) 年 12 月 29 日、6 年の設定期間です。田が 3 筆 2,881 m²でございます。

議第 6 号及び議第 7 号について、御承認を得られれば、公告日は 11 月 19 日を予定しています。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号及び議第 7 号の案件を事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 6 号及び議第 7 号の案件について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 8 号 令和 6 年（2024 年）度農業者年金加入推進活動について」について、事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 27 ページを御覧ください。議第 8 号 令和 6 年（2024）度農業者年金加入促進活動について御説明いたします。

続いて、議案書 28 ページを御覧ください。「令和 6 年度 農業者年金加入推進活動計画について」を御覧ください。

令和 6 年度農業者年金加入推進活動計画について。

1、加入目標数、1 名。令和 6 年度新潟県農業者年金加入推進活動基本方針の当市の新規加入目標は、1 名です。全体 1 名、内訳として若い農業者（20 歳～39 歳）1 名、女性農業者 1 名となっております。

今年度の加入状況は、委員のみなさまの働きかけにより、先月 9 月に 1 名加入しております。

2、加入推進対象者、25 名。「加入推進対象者名簿」については、別途に配布しています。

これは、委員の皆さまから候補者として推薦いただいた方や、昨年度からの候補者を引き続き掲載しています。昨年の活動などを勘案して運営会議、事務局で選定しました。

3、加入推進活動強化月間、令和 6（2024）年 11 月から令和 7（2025）年 2 月までとします。これは、県下統一の加入推進月間と同じです。

4、推進活動班の編成、加入推進対象者の住所や耕作地をもとに、農業委員および農地利用最適化推進委員の班を編成しました。名簿の裏面に載っております。

5、推進活動の方法、戸別訪問によるチラシの配布。農業者年金加入推進対象候補者名簿を御覧ください。地域に該当者が少ない場合があるかと思いますが、加入対象年齢が 65 歳まで引き上げられたこともありますので、個別訪問の対象者が少ない地域は、名簿の対象になっていない方へも制度の周知のため、チラシを配付してください。チラシは、8 月の総会で配布したこちらの「農業者年金加入推進セット」にお入れしてあります。

6、加入推進対象者への配布資料、チラシ 2 種類。セットの中に(1)及び(2)がそれぞれ配布資料として入っています。(1)、(2)をどの組合せで配布していただいても結構です。

セットにお入れしている「農業者年金加入推進ガイド」及び「農家のための農業者年金」を参考にいただければ幸いです。「農業者年金加入推進セット」については、次年度も活用する予定でおります。今後返却の御案内をしますが、今年度末に返却いただき、次年度分を準備したいと考えておりますので、御承知おきください。

7、加入推進活動後の報告、推進活動を行った委員さんは、「農業者年金推進記録簿」に記載し、農業委員会事務局へ提出してください。配布数は 21 部です。提出は、総会の時で結構です。この活動は委託料に反映され、「農業者年金加入推進セット」等に充当しており

ます。

8、その他、(1)加入推進対象者名簿等の個人情報に接することから、その取扱いには十分に留意ください。(2)加入推進対象者以外の方にも、機会をとらえて配布してください。また、チラシが不足の場合は事務局へ連絡をください。

以上が議題として取り上げる具体的な内容でございます。最近、みなさまの推進活動のおかげで、農業者年金の問合せが多くきています。農業者年金は、厚生年金に加入できない農業者を対象に、国民年金の上乗せとして支給される政策年金です。別途お配りしている「農業者年金」の冊子には、柏崎市を含む県内加入者の声が載っております。活動の参考にしていただき、ぜひ加入をお薦めいただきたいと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第8号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第8号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(事務局からその他事項)

石塚議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時43分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____